

件名	令和7年度 第2回旭川市緑の審議会		
日時	令和7年8月27日(水) 18:00~19:35	場所	旭川市総合庁舎 7階 大会議室A
出席者	<p>【委員】13名 安藤委員、江口委員、岡本委員、小泉委員、小平委員、塩田委員、菅委員、滝沢委員、田中委員、成田委員、藤倉委員、舟橋委員、森崎委員</p> <p>【事務局】9名 公園みどり課 星課長、和田主幹、櫻井主査、白瀬係長、安田主任、生野主任 北海道造園設計・ダイイチプランニング共同企業体(3名)</p>		
欠席者	<p>【委員】2名 内村委員、堀委員</p>		
資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事次第</li> <li>・資料1 論点と改正のポイント</li> <li>・資料2 市内都市公園における個別施設の課題について</li> <li>・資料3 施策の課題と進行評価</li> <li>・資料4 アンケート調査票(案)</li> <li>・第2次旭川市緑の基本計画</li> </ul>		
<p>《概要》</p> <p><b>1 開会</b> (事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長挨拶願う。</li> </ul> <p>(会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〈開会に当たっての挨拶〉</li> </ul> <p><b>2 議題</b></p> <p>(1) 第2次旭川市緑の基本計画中間見直し (会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議題について事務局から説明願う。</li> </ul> <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〈資料1・2に基づき説明〉</li> </ul> <p>(A委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常磐公園によく散歩に行くが、とてもすてきで、トイレもよく利用させていただく。ただ緊急時以外はなかなか和式便器は使わない。花火大会などを見ていると思う。</li> </ul>			

だから、和式便器ではなくて、洋式を増やしていただきたい。特に団塊の世代がこれからどんどん多くなり、しゃがむことがとても苦痛になる人が増えてくると考えている。ずっといろいろなところを歩いていると、子どもが全然なくて、使われていないように思われる公園も目にする。しかしそれを撤去してしまうと、緑を増やそうとしている計画に逆行するのではないかと考える。あまり使われていない公園を売って住宅にするという手もあるのではないかなど、予算の関係など、いろいろなことを考えたりもしていた。

もう一つは、旭川は、留萌などの海に行くといっても遠いので、これだけ暑くなると水遊びができるような施設があったほうが子どもたちが喜ぶのではないかと考えている。

(会長)

次に進んでよろしいか。

事務局から次の説明を願う。

(事務局)

- ・ <資料3中の基本方針 a について説明>

(A 委員)

- ・ 前にも言ったことがあるが、街路樹はイチョウとかプラタナスなどとてもいろいろな種類がある。プラタナスはとても葉が大きいので、前々回の秋に東光11条3丁目の信号が見えなかった。見えないので、一つ前の信号が緑だから進もうとしたら、その先が赤だったりする。信号のあるところは、業者に剪定してもらうようお願いしたい。周りに停まっている車があれば赤なのだと分かるが、その一つ手前は緑なのでとても危険だと思っている。

(会長)

- ・ 事務局から、管理する団体が、なかなか手が回らなくなっているという説明あったが、その団体というのは、町内会か、それとも指定管理者か。

(事務局)

- ・ 町内会である。

(会長)

- ・ テレビのニュースでも町内会が、大分回らなくなってきたような話題があった。その影響で、公園の管理もできなくなっているということでもよろしいか。

(事務局)

- ・ 公園の管理をお手伝いいただいている愛護協力会の方が、今、減ってきているという現実には先ほどお話ししたとおり。  
それはそれとして我々は管理を指定管理者をお願いしており、影響のないようにやっていきたいと思っている。

(会長)

- ・ まちなかにある小さな公園の管理がなかなかうまくいってないようだが、そこも指定管理者の関与があるという理解でよいか。

(事務局)

- ・先ほどの、少し管理がうまくいっていないというのは、愛護協会としてお手伝いしてくれる方が減ってきているという観点からお話ししている。

(B委員)

- ・スポーツではないが、昔のことを思い出した。石狩川で自由に遊べた時があった。65年から70年ぐらい前だが。川で砂利をブルドーザーでよけてプールをつくって、その中で自由に遊びなさいと言っていた時期があった。

石狩川の秋月橋のもっと上流のほうで、水がきれいな時に、みんな学校にはプールがなかった時なので、そういうところで泳いでいた。

川で覚えたのは、川の危険さ。石は滑る。上と下の流れの違い、30センチで溺れる。そういうようなことで流されて、無理やり泳いだのではなくて、流されて泳ぎを覚えていた。

そういう自由にやっていた昔が思い出される。

対象をスポーツにすると少し大げさになるが、お父さんお母さんも含めて危険なく遊べるような、せせらぎなど、そういうところがあるといいと思う。

(会長)

- ・川まちづくり計画との連携や、サイクルツーリズムなどもあるので、何かこの辺から、健康やスポーツにつながるように、いい方策なりが出てきたらいいかと思うが、それも記載されているということによいか。

右端の一番下にサイクルツーリズムが表示されているが、その内容の中心あたりに表示されている川まちづくりというものに関係する体験は、ラフティングなど、舞台は忠別川だと思うが、サイクリングでは、石狩川を上って忠別川を下るという理解によいか。

(事務局)

- ・川まちづくりのラフティングについては、東光にある忠別川のツインハープ橋の上流側に船着場を造り、そこを始点にして、川を下るというつくりになっている。今の計画では、終点が旭川駅の南側のところに船着場を造り、そこで終了という形になる。

(会長)

- ・忠別川の川岸を自転車で、あさひやま動物園の方に行ってそこから下ってくるというとか。

(事務局)

- ・川まちづくりの計画については、自転車の施策であるサイクルツーリズムということで、牛朱別川に、旭山動物園まで行く路面表示、案内サインを表示することを計画の中に盛り込んでいる。

あと、先ほどお話しした、忠別川のラフティングという計画がこちらに盛り込まれている。

(会長)

・もう動いているのか。

(事務局)

・令和6年度からの5年間で計画は予定されている。

(会長)

・他に無ければ先に進む。

事務局から次の説明を願う。

(事務局)

・〈資料3中の基本方針bについて説明〉

(C委員)

・先ほどのaの項目もそうだったが、例えばこのbの項目でいうと1番下のこのb-4-3という施策がある。これで、例えば他の重点的な施策ということでこの黄色の網かけがあってこれを今後少し見直していこうということだと思うが、それに対して、改定の内容というのが、右端にずらっと表示されているが、例えばb-4-3は、重点的施策ではあるが、改定の内容は書かれていない。これは、どのように考えているのか。

(事務局)

・基本的には、現在の内容をそのまま継続していきたいという考えである。大きく内容を変えることを予定していないということになる。

(C委員)

・特に新しいものはなく、従来の施策だが、今後も注目しているということか。

(事務局)

・細かい変更はあるかもしれないが、基本的な内容は、このままとしたい。

(D委員)

・そもそも重点施策としている理由は何であるのかが分からなかった。どういう計算で赤字で示された数値目標が定められているのか。課題のない施策について、どうやってその施策が重要だとしているのか。教えてもらいたい。

(事務局)

・この計画を作成した時には、施策の数が52もあって、総合的な内容になっている。この中で旭川市の特徴を生かして、なおかつ審議会の席での意見も踏まえて、これらの絞ったものを重点施策として、特に市が力を入れて取り組んでいくべきものということで抽出されたものだ。

そのような議論を受けて、この絞り込みがなされたということである。

(D委員)

・審議会の席での意見とはこの会のことか。

(事務局)

・そのとおり。もちろん提案をさせていただいたが、その上で、例えばこの審議会の中で出た意見の例を挙げると、緑のブランド戦略の策定とかといったところも、この審議会の中で出された意見だったが、これは、こういった意見を取り込みつつ、なおかつ当時

の審議会委員の意見を踏まえて重点施策を設定したものだ。

(D委員)

- ・課題などが上がってないのに、重要な施策として設定している、そういう経緯を教えてください。

(事務局)

- ・現計画を策定するときに設定した重点施策であり、今回の見直しに対して、課題を受けて重点施策としたものではない。

(会長)

- ・つまり重点施策ではないけれども課題があって見直しをやっているということか。

(事務局)

- ・重点施策であっても重点施策ではなくても、課題があるのであれば、今回の計画の見直しの中で、見直す必要があるのではないかと考えている。あくまでこの黄色がついている今重点施策と言っているものは、現計画の中で重点としているものであって、これを見直すという意味ではない。

(会長)

- ・黄色で示された施策は、その当時に決めた重点施策であって、今回は、当時の重点施策ではなくて右側の二つの課題と改善の内容に注目すればいいということだ。  
重点施策でないところも課題があれば、そこのところは見直しをかけましょうということだ。
- ・b-4-2の市民農園の充実、これは新規事業の実施が行われていないということなので、空地、残地の緑化推進の施策との連携をしていきたいと思いますというようなことが書かれている。新規事業の実施が行われていないのは何故か。  
本取組に関しては、何もしなかったということか。

(事務局)

- ・既存の事業は継続しているが新規事業は行われていない。

(会長)

- ・b-3-2地域ごとの緑のシンボルづくりで、課題は商業施設の敷地内緑化などの記載、現在公園みどり課のみだが環境部の関与が必要か。  
商業施設の敷地内緑化は、どのように行うものか、事務局に聞きたい。建物の横の方に花壇を作るなどか。

(事務局)

- ・敷地内緑化ということなので、会長の言葉のとおり、その敷地の一部に緑化スペースを作ってもらおうとか、あるいは壁面緑化とか屋上緑化などもあるので、そういう中で取組ができるものがあれば、項目として盛り込むなどを考えている。

(会長)

- ・そういう意味で、委員に聞きたいが、そのような取組がなされている建物があるか。  
何か事例があればイメージが湧くと思うが。

(E委員)

- ・商業施設に限らず普通の住宅でもそうだと思うが、そのような取組をあまり見たことがない。いろいろ分かれているが、b-2-3の空地や残置の緑化推進の項目と、先ほど発言のあった市民農園のこと、商業施設、そういうものも全部重なってくるように思う。この辺の取組は、どこの誰に重点を置いてという部分が、見えにくいように思われた。
- ・改定案というか、話がずれるが、公園において、すごくきれいにされているところと、全然整備されてないところがあるが、その違いが発生する理由がよく分からない。

(事務局)

- ・利用者のニーズの高いところ、それと、割と大きめの公園で人の集まりやすいところを対象に施設の改修が行われている部分があると思う。

(会長)

- ・トイレとか水景施設の問題とかも利用者がそれなりにいたら、トイレもきれいにできるだろうし、水景施設もそうだろう。

(事務局)

- ・先ほどは、今、老朽化で傷んでいる施設が数多くあるという説明をさせていただいた。そういった中で、どのようなところを重点的に改修していくか、どのような整備をしていくか、順位付けというところも出てくるし、利用のニーズなどを見て、優先されるべきところから手をつけていくというのが基本的な考え方になると思う。

(会長)

- ・地域ごとの緑のシンボルづくりなどに関して、行政側から、何か仕掛けたり、働きかけたりしていることはあるか。ないからできていないのか。そこまで手がなかなか回らないのか。計画上はあるけれども。

それをどう行った形で市民の方々に意識づけしていくかというのが1番の課題のように感じる。

(事務局)

- ・例えば先ほどの民間の敷地の緑化の話をしたところであり、それが計画にもう掲載されているが、そこがなかなか思うようにできていないところがある。そういう意味で会長の発言のとおり、どのような意識付けをしていくか、どのようなPRをしていくか、そういうところは、今回のこの見直しの中でも、どのような書き込みにするかを、考えていきたいと思っている。

(会長)

他になければ、次に進みたいと思う。

事務局から次の説明を願う。

(事務局)

- ・<資料3中の基本方針c、d、eについて説明>

(会長)

- ・cについてだが、多様な担い手の育成と連携の強化、これは新しい取組ができていない

という課題があって、PFIによる民間事業者との連携、これを改定案として、進めていきたいということのようだ。

そもそもPFIが何かというのがよく分かっていない方がいると思う。

(事務局)

- ・パークPFIは、例えば、今、市内公園があるが、民間事業者が、施設を建てて、例えば、公園の中に、民間事業者が飲食店・商店などを建設して、その建物の横に公園の利用者が利用できる、例えば休憩スペースを造るとか、駐車場を造るとか、それを民間事業者がお金を出して整備して、それで、20年間その公園で営業するというもので、民間がお金を出して公園の一部を整備して、公園利用者の利便性を図るという、そういう制度になっている。

(会長)

- ・つまり民間業者と行政が業務連携して、民間業者の活力を生かして公園を元気いものにしたいというそのような取組のようだ。

建物は民間が建てるようだが、土地は賃料を取るのか。

(課長)

- ・それは具体的には決まっていない。

(会長)

- ・他に質問がなければ次に進める。
- ・c-2-1の遊具更新に追われ、トイレの改修など他の公園施設の取組が遅れているという課題から、公園施設の見直しを検討、照明灯など管理施設の更新の明確化、これについて何か意見等ないか。

(A委員)

- ・公園の外灯はみんなLEDになっているか。

(事務局)

- ・公園の照明について、更新が必要なものは、灯具と読んでいる光る部分を取り替えるタイミングでLED化を図ってはいるが、公園全体のLED化は、まだまだ進んでいない状況にある。

(会長)

- ・このcのところの基本方針に関してほかに、質問等あればお聞きする。何かないか。幾つか課題が上がっているが。なければ次のほうで、質問をいただきたい。バリアフリー化のところである。
- ・d-2-1、誰にも優しい公園づくり、バリアフリー化率が伸びていない。この辺り、意見や質問はないか。つまりお金がないということだ。基本計画に載っているからバリアフリー化をしようと考えてはいるが。全然着手できてないということでもよろしいか。常磐公園は緩斜面化したり、車椅子で、動き回れるようになったと記憶しているが、ほかのところは進んでいないのか。

(事務局)

- ・新しくトイレを建て替えた時などに、園路の付け替えでバリアフリー化するなど、そういう取組は行っている。

例えば最近やったところでは、大成公園がある。トライアルの近くだが、そちらでトイレの改修工事を行っており、それに取付けの園路をバリアフリー化するなど、整備に伴って実施した場所はある。

(会長)

- ・しかしなかなかそれが思ったようには進んでいないというような課題があるということではよいか。

(事務局)

- ・園路単体でバリアフリー改修するとか、そういうところまではなかなかできていない。

(F委員)

- ・突哨山や旭山で熊が出ている。出ると公園を閉鎖するが、いつくらいになったら再開してもらえるかというのが、非常に分かりづらい。

比較的、今までの例では、公園みどり課では、公園再開を決定する権限がないような話をしているように理解している。環境部で熊の出没可能性を判断するから、というような話で、結局、旭山と突哨山なら突哨山のほうは割と早く再開しているように思う。

指定管理者がしっかり見回っているから再開できているというように聞いている。2、3年前に旭山は何ヶ月も再開できなかったというようなこともある。そこら辺のことはうまく行っているのか。

- ・それと、今年初めに熊が出たら、知らない間にバタバタと電気柵があちこちに設置された。私が旭山でいつも歩いているところに行けなくなったり、不自由している。電気柵が、どこに設置されているのか、電気柵があるおかげで、今まで行けたすぐ目の前のところ、そちら側に行けないということがある。

電気柵の設置の場所について、指定管理者の人達は、もう少し市民に知らせていただきたいと思う。どこに設置されているのか分からないため、うろうろした経験がある。

たまに行く市民は、回避したくても分からないから、この辺がもう少しどうにかしてほしい。

- ・結果的には知らない間に電気柵が撤去されていた。大分苦情があったのではないと思うが、電気柵を全部撤去したら、怒られているというから、やるときにももっとしっかり公園を利用する人間と打合せをして電気柵などをつけてほしいと思う。

変なところで来園者を止めたりしないように要望する。

(会長)

- ・誰がどのように決めているのか。突哨山と旭山は多分指定管理者は違っていると思うが。

(事務局)

- ・突哨山と旭山では指定管理者は異なる。電気柵の設置については、市が、熊の専門家の方に相談して、アドバイスをいただきながら、市と指定管理者の両方で設置していると

いう状況にある。

今指摘のあった電気柵を張ることで、どこに張っているかとか、その周知が足りないという指摘については、我々のほうでも確認して、しっかり周知を図れるように改善をしていきたいと思う。

(会長)

- ・他にはないか。なければ事務局から資料4の説明を願う。

(事務局)

- ・〈資料4に基づいて説明〉

(会長)

- ・緑で元気になる旭川をつくるために、市民の方からいろいろな意見をいただきたいということで、アンケート調査を行いたいということのようだ。

これについて何か質問はないか。

特になければこの資料についての議事は、終わりたい。

- ・全ての議題が終わったが、その他何かあるか。  
なければ報告事項だが、報告事項はあるか。

(事務局)

- ・報告事項なし。

#### 4 その他

なし

#### 5 閉会

- ・本日の審議会はこれをもって終了する。

以上